

勤務時間割振変更表 記載について・・・よくある問い合わせ  
(H18.12.1 H23.5.30 改)

・「勤務時間割振変更表」とは・・・

4週間単位の変形労働時間制適用教員（旧医学科臨床系講座及び医学部附属病院所属教員）が、通常の勤務時間に兼業等（短期・単発の講演等を含む。）に従事する場合に、勤務時間を変更するためのものです。

※兼業（いわゆる「外勤」と呼ばれるものなど）は、「勤務時間外」に従事することとなっており、勤務時間には含みません。

（無報酬で勤務時間内の従事が承認された兼業（公的な委員など）を除きます。）

※変更がない場合も、お手数ですが、「勤務時間割振変更表」に本人印・所属長（科長等）の印を押印の上、提出下さい。

・「通常の勤務時間」とは・・・

月～金 8:30-12:00 13:00-17:15 （1日7.75時間・週38.75時間）

・「勤務時間数」について

4週間で「**155時間**」となるように割振ってください。

（「兼業」・「兼業にかかる移動時間」は除きます。）

※この「155時間」は、上記の「通常の勤務時間」に相当するもので、実労働時間とは異なります。

※兼業等のために、平日に勤務が全くない場合は、土日に勤務の振替等が必要となります。

「振替」以外の手続き

- ・兼業先で、兼業の合間に「研究打ち合わせ」をする場合 → 『研修』
- ・兼業日を『年休』とする場合

「給与の二重取り」という批判を招く可能性がありますので、最小限度としてください。

・「出張」について

平日・祝日・・・出張日（移動日を含む）の勤務時間は原則「7.75時間」となります

土日・・・勤務時間の総計には含めません

（用務と移動時間の合計が7時間を超えるときは、他の勤務日と振替えることができます。移動のみの場合は振替えることはできません。）

・「月～金曜日」の「祝日」について

・勤務時間は、原則「7.75時間」（みなし）となります。

・兼業を行った場合も、祝日は勤務を要しませんので、勤務時間欄は、原則「7.75時間」となります。

・交代制部署の場合

兼業日が、休日「×」のみの場合は、勤務時間の変更の必要はありませんので、「割振変更表」の記載（実線の記載など）は必要ありません。（本人印・所属長（科長等）の印の押印をお願いします。）

また、参考までに、兼業先等を記載の上、欄外等に当該日が「×」である旨を記載の上、提出してください。